

岐阜県立大垣南高等学校校則について

制服・カバン・靴等について

本校の身なり・鞆等の規定は次のようになっています。本校の規定をよく理解して、準備してください。制服はタイプAかタイプBのどちらかを着用してください。

(1) タイプAの制服

- 〈冬服〉・黒の詰め衿標準学生服・標準学生ズボン（裏に標準服のマーク入り）を用い、白カラー を付けること。学生服に本校指定ボタン（合格発表日に販売）を付けること。
・左衿に指定のネジ付きバッジ（合格発表日に販売）を付けること。
- 〈夏服〉・白無地のカッターシャツ又は開襟シャツで装飾の無いものを用い、左胸に、指定の校章をアイロンでプリントすること。
・黒の標準学生ズボンを着用する。

(2) タイプBの制服

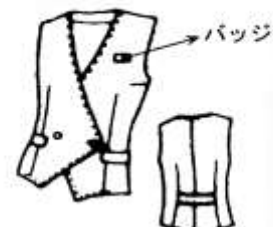
- 〈冬服〉① 上着はセーラー服で色は濃紺とし、左胸に指定のバッジを付ける。
② 丈はスカートのベルト部分が隠れる程度とする。
③ 衿のラインおよびリボンは所定のものを付ける。
④ 衿のラインを付ける位置は、衿の端より2cm内側とする。
⑤ リボンを付ける位置は衿元とする。
⑥ スカートの丈は、ひざが隠れる程度とする。



- 〈夏服〉① 上衣は白のカッターシャツ又は開襟シャツで装飾の無いものを用い、左胸に指定の校章をアイロンでプリントする。
② 袖丈は長短自由とする。
③ スカートの丈は、ひざが隠れる程度とする。



- 〈合服〉合服としてベストを着用する場合には、色はセーラー服と同色で右図の型とする。（本校指定のものがあります。）
・ベストの着用は、5月中旬～6月中旬及び、9月中旬～10月中旬とする。



(3) ソックス

- ・ソックスは白色を基調とするものとする。
- ・スカートを着用しストッキングを着用する時は、ベージュ色または黒色とし、無地・織り柄のないものを用いること。

(4) 通学カバンおよび靴

- ・通学カバンは教科書が十分に入り、学校に持ってくるのにふさわしいものを用いること。

- ・通学靴は、白を基調とする華美でない運動靴とする。なお、体育の授業時の使用に適した靴（グラウンドシューズ）を用いるのがよい。革靴等は使用しない。

(5) 上履き

- ・指定のスリッパを用いること。

(6) 体操服

- ・指定の体操服を用いること。

(7) 防寒具

- ・黒・紺・灰・ベージュ色等の無地のもので、大きなロゴ入り等華美なものはいない。
- ・制服の上にカーディガンを着用するのは禁止する。

(8) 頭髪等

- ・清楚を旨とし、パーマ、カール、脱色、着色などは禁止する。
- ・髪を結ぶ場合は、黒・紺・茶等のゴムで結び装飾性の強いものは着用しないこと。
- ・化粧は禁止する。
- ・色付きのリップクリームは使用しないこと。
- ・ピアス、ネックレス、指輪等のアクセサリは禁止する。

生徒心得

常に南高生としての自覚と誇りをもって学業に励み、将来有為な社会人となるための資質を養うとともに、集団においては、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高めるように努める生徒を育てる。

校内生活

- (1) 予鈴の時刻（8時25分）までに登校し、速やかに教室に入ること。本鈴の時刻（8時30分）に入室していない場合は遅刻とする。
- (2) 登校後、放課までは校外に出ないこと。
- (3) 用のない生徒は、早く帰宅すること。
- (4) 欠席・遅刻・忌引は、保護者の方から必ず電話連絡をお願いします。（7:45～8:15）。早退・外出等の場合はホームルーム担任に許可を得ること。
- (5) 遅刻した場合は、職員室へ寄って入室許可証を得てから教室へ入ること。
- (6) 昼食は昼食時に教室でとること。
- (7) 上履きは規定のスリッパを使用し、下履きとの区別を厳守すること。また、体育館では規定の運動靴を使用すること。
- (8) やむを得ず、保護者の車で送迎してもらう時は、正門前の南北の道路では乗り降りしないこと。（正門付近が混雑して危険であり、他の車も迷惑しますので、厳守してください。）
- (9) 携帯電話を所持する場合には、電源を切り校内では使用しない。やむを得ず使用する時は、事前に先生の許可を得ること。
- (10) 不要物は持ち込まない。

校外生活

- (1) 南高生としての誇りと自覚を持ち、品位ある行動をとること。

- (2) 交通法規・交通道徳を守り、自他の安全を図る、
- (3) 次の事項に該当する場合、ホームルーム担任と生徒指導の許可を得ること。
 - ・運転免許を取得する必要があるとき。
 - ・アルバイトをする必要があるとき。（原則として禁止する）